

## 利用料金表兼同意書（2024年6月1日～）

ひらかた聖徳園 短期入所生活介護

単位：円

自己負担額合計		日額							
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
標準額（4段階）	3割負担	6,845	7,247	7,503	7,718	7,955	8,180	8,398	
	2割負担	6,058	6,326	6,497	6,640	6,798	6,948	7,094	
	1割負担	<b>5,270</b>	<b>5,404</b>	<b>5,491</b>	<b>5,563</b>	<b>5,642</b>	<b>5,717</b>	<b>5,790</b>	
負担限度額認定を受けられた方	3段階②	3,400	3,534	3,621	3,693	3,772	3,847	3,920	
	3段階①	3,100	3,234	3,321	3,393	3,472	3,547	3,620	
	2段階	2,210	2,344	2,431	2,503	2,582	2,657	2,730	
	1段階	1,910	2,044	2,131	2,203	2,282	2,357	2,430	

- ・介護保険サービス利用料、食費及び滞在費は非課税となります。
- ・介護サービス利用者負担額の支払い額が一定の上限額を超えた場合は、高額介護サービス費として償還されます。
- ・厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。
- ・サービス利用料金は、介護保険法等の法律改正に伴い変更いたします。
- ・ご利用料金の内訳につきましては、裏面をご確認ください。

※上記の料金とは別に、介護職員等処遇改善加算としてご利用者負担がございます。ご利用者負担額は、毎月のご利用総単位数の14.0%に相当する単位数に、地域単価（10.55）を乗じた金額のご利用者負担分となります。

1. 介護保険に係わる費用		日額							単位
内容	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
①介護費用	558	692	743	815	894	969	1,042		
②加算費用									
イ 夜勤職員配置加算Ⅳ				22					
ロ 看護体制加算(Ⅰ)				5					
ハ 看護体制加算(Ⅱ)				9					
ニ 機能訓練指導員配置加算				13					
ホ 送迎加算				195					
ヘ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)				24					
小計	3割負担	2,365	2,767	3,023	3,238	3,475	3,700	3,918	
	2割負担	1,578	1,846	2,017	2,160	2,318	2,468	2,614	
	1割負担	790	924	1,011	1,083	1,162	1,237	1,310	
加算	内容								
イ 夜勤職員配置加算Ⅳ	夜間帯の介護職員に有資格者かつ喀痰吸引等業務の登録を修了したものを配置。								
ロ 看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置している場合								
ハ 看護体制加算(Ⅱ)	事業所の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保している場合。								
ニ 機能訓練指導員配置加算	理学療法士等を配置しており、助言等が可能な体制を確保している場合に算定。								
ホ 送迎加算	送迎を実施した際に算定。								
ヘ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員の80%以上が介護福祉士を有している、または10年以上勤務の介護福祉士を35%以上有している体制に算定。								
ト 介護職員等処遇改善加算	介護職員の賃金改善を目的に算定。算定額は総単位の14.0%。								

	2. 食費		3. 居住費	
	日額			
標準額(4段階)	1,780		2,700	
負担限度額認定を受けられた方	3段階②	1,300		1,310
	3段階①	1,000		1,310
	2段階	600		820
	1段階	300		820

★食費は内訳として、朝食：400円 昼食：700円 夕食：680円となります。

4. その他該当した場合に算定される加算		
加算	内容	日額(単位:円)
生活相談員配置等加算	障害福祉サービスを兼ねる共生型短期入所生活介護の指定を受けた場合	14
個別機能訓練加算	理学療法士等が利用者に対して機能訓練計画書に基づき機能訓練を行っている場合	59
医療連携強化加算	あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応について取り決めを行い、その内容を実施した場合	62
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を限度)	医師が認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅生活が困難、緊急利用が適当であると判断し利用に至った場合	211
若年性認知症利用者受入加算	若年性(40~64歳)認知症患者が利用に至った場合	127
緊急短期入所受入加算(14日を限度)	居宅サービス計画において計画的に利用することとなっていないショートステイを緊急利用した場合	95
療養食加算(日3日まで)	疾病治療の為、医師の発行する食事箋に基づき、糖尿病食や腎臓病食、特別な検査食等を提供した場合	9
在宅中重度者受入加算	利用者が利用している訪問看護事業所に健康上の管理等を行わせた場合	445
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症の行動・心理症状に対して、専門的な認知症ケアを行った場合	4
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	認知症の行動・心理症状に対して、専門的な認知症ケアを行った場合	5
看取り連携体制加算	看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合	68
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	3ヵ月に1回、リハビリを実施している医療提供施設との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合	106(月額)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1ヶ月に1回、リハビリを実施している医療提供施設との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合	211(月額)
口腔連携強化加算	事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下での歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報提供した場合	53(月額)
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行った結果、成果が確認出来た場合	106(月額)
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行った場合	11(月額)